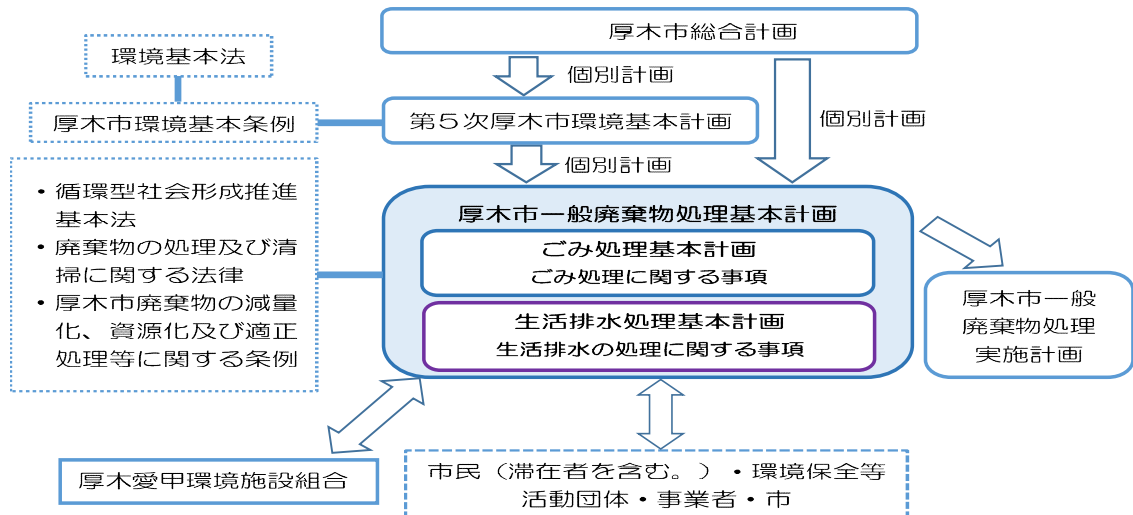


厚木市一般廃棄物処理基本計画改定（案）の概要

1 厚木市一般廃棄物[※]処理基本計画について

厚木市一般廃棄物処理基本計画（以下「計画」といいます。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村が定める一般廃棄物処理計画で、ごみの減量、リサイクルの推進など、市域内における一般廃棄物の処理に関する基本的な考え方や目標、基本方針、施策などを定めた計画です。



一般廃棄物処理基本計画 計画期間：令和3年度～8年度

※一般廃棄物・・・産業廃棄物以外の廃棄物で、一般家庭から日常生活に伴って生じる家庭系ごみと、事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物を除くもの、し尿や浄化槽汚泥などのことです。

2 基本目標と達成目標

基本目標

未来へつなげる循環型都市の実現 ～Go ごみニマム[※]シティあつぎ～

* 基本目標は計画期間中に実現すべき厚木市の姿です。

※ごみニマム・・・ごみとニマム(最小)を組み合わせた造語です。

達成目標

- ①減量化目標 家庭系ごみ 2002年度比 50%
事業系ごみ 2002年度比 50%
- ②資源化目標 家庭系ごみ 40%

* 達成目標は基本目標を実現するために具体的な数値を掲げて取り組むものです

3 達成目標の取組状況

(1) 家庭系ごみの年度ごとの目標値と実績（一人一日当たりの排出量）

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
ごみ量：目標値	410g	401g	392g	384g	383g
ごみ量：実績	412g	394g	－	－	－
減量化率：目標	46.5%	47.7%	48.9%	49.9%	50.1%
減量化率：実績	46.3%	48.6%	－	－	－

(2) 事業系ごみの年度ごとの目標値と実績

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
ごみ量：目標値	16,797 t	15,976 t	15,191 t	14,171 t	13,858 t
ごみ量：実績	16,290 t	15,350 t	－	－	－
減量化率：目標	39.4%	42.4%	45.2%	48.9%	50.0%
減量化率：実績	41.2%	44.6%	－	－	－

(3) 家庭系ごみ資源化の年度ごとの目標値と実績

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
資源量：目標値	19,747 t	20,072 t	20,536 t	20,805 t	20,884 t
資源量：実績	17,337 t	16,468 t	－	－	－
資源化率：目標	37.0%	37.9%	38.9%	39.8%	40.0%
資源化率：実績	34.0%	33.7%	－	－	－

4 改定の考え方

計画に掲げた家庭系ごみ、事業系ごみの減量化及び家庭系ごみの資源化の令和8年度目標達成に向け順調に推移しています。しかしながら、令和5年5月に新型コロナの5類移行などによる社会活動の回帰により、令和6年においては、家庭系ごみ事業系ごみの排出量が微増傾向にあります。このため、令和8年度の目標を達成するには、更なるごみの減量化・資源化を推進することが求められること、また、令和7年12月の新ごみ中間処理施設※稼働を考慮し、計画の**施策体系の見直しを行うもの**です。**なお、今回の改定は計画の根幹をなす基本目標や達成目標について見直すものではなく、令和3年度から取り組んでいる目標を達成するための諸施策について、見直しを行います。**

※新ごみ中間処理施設…ごみの共同処理に向け、厚木市、愛川町、清川村で構成する一部事務組合「厚木愛甲環境施設組合」が設置するごみ焼却施設、粗大ごみ処理(破碎)施設です。

5 【改定の内容】施策体系の見直しのポイント

(1) 新ごみ中間処理施設の稼働について

ア 事業系一般廃棄物処理手数料について

計画の施策に事業系一般廃棄物処理手数料の見直しを位置付けていますが、新ごみ中間処理施設稼働後は、厚木愛甲環境施設組合が手数料を徴収することになります。現在、条例制定を進めており、その中で手数料も定められることから、施策に位置付ける必要がなくなるものです。

イ 環境センターの跡地利用について

新ごみ中間処理施設の稼働に伴い、環境センターの工場棟については、その稼働が停止します。工場の停止に伴い、施設の解体や跡地の利用など今後の方向性等について施策に位置付ける必要があります。

(2) 廃棄物の自区内処理及び更なる資源化の推進

様々な法律（プラスチックに係る循環資源の促進等に関する法律など）に的確に対応し、廃棄物の再生利用を促進して循環型社会の形成を目指していくためには、資源物を可能な限り市域内で再生することが望ましいと考えられます。また、資源物の再生利用に係る経費をできる限り軽減するためには、市域内に事業者が立地することが求められます。

廃棄物の資源化に取り組む新たな事業者の参入や市内既存企業の処理能力の向上を図ることとは、今後、市が展開する施策に重要となることから施策に位置付けて行く必要があります。

(3) 安定的な収集体制の強化

物流業界の運転手不足を招いている物流の2024年問題は、委託事業者にも影響を与えています。

現在、委託の継続性を図るとともに、直営における収集体制の確保は、重要な課題であるため、計画の施策に位置付ける必要があります。

(4) ごみ集積所維持管理の継続性

ごみ集積所は、自治会の皆様が中心となって維持管理を行っていただいています。現在、様々な取組が進められていますが、自治会の加入率が年々減少していることから、ごみ集積所の継続的な維持管理が課題となっています。

今後、自治会等が行う集積所の維持管理の負担軽減を図ることが重要になることから、施策に位置付ける必要があります。

(5) 目標達成に向けた指標の設定

計画の策定時には、計画の目標達成に向けた、取組指標を設定していませんでしたが、進捗状況や達成状況を判断する一つの手段として取組指標を設定し、点検・評価を行うとともに次期計画の策定にいかすものとします。

6 施策体系の見直し（案）

別紙のとおり

施策体系（見直し案）

別 紙

基本目標	基本方針	実施方針	具体的な施策・取組	目標達成に向けた指標
未来へつなげる循環型都市の実現	I 3 R (リデュース・リユース・リサイクル)の推進による家庭系ごみの減量化・資源化	1 ごみの発生抑制の推進 2 生ごみの減量化・資源化 3 プラスチック製容器包装及び雑がみの更なる資源化の推進 4 せん定枝の資源化の推進 5 新たな品目の資源化の推進	①ごみの組成分析の実施及び結果の見える化 ②生ごみ処理機の購入費補助制度の更なる周知・啓発 ③プラスチックごみの種類と分別に関する周知・啓発 ④せん定枝の収集方法の見直しを含めた更なる資源化の推進 ⑤製品プラスチックの資源化の拡大に向けた検討など	1 生ごみ処理機の補助件数 2 せん定枝の収集量 3 製品プラスチックの収集量 4 雑がみの収集量
	II 事業系ごみの更なる減量化・資源化	1 事業系ごみの排出抑制 2 多量排出事業者への指導及び情報提供 3 食品ロスの削減 4 紙類の更なる資源化 5 内容物検査実施による不適正排出事業者への指導	①排出者責任の順守徹底 ②多量排出事業者への訪問による指導の徹底 ③食品ロス削減の取組の更なる推進 ④紙類の資源化手法の情報提供など	1 紙資源ステーションへの持込み数量 2 内容物検査の実施結果 3 生ごみ資源化事業の参加事業者数 4 事業用生ごみ処理機の補助件数
	III 安定的なごみ処理体制の確立	1 将来にわたり持続可能な廃棄物の適正処理 2 戸別収集を含めた収集方法の検討 3 家庭系ごみの量や質の変化に伴う排出環境と収集体制の維持	①安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築 ②将来の資源物中間処理の手法の検討 ③超高齢社会などに対応可能な収集方法の見直し ④もえるごみの戸別収集の段階的な拡大 ⑤ごみ処理に係る経費削減の徹底 など	1 戸別収集の実施状況
	IV 市民協働による計画の推進	1 環境教育及び環境学習の充実 2 不法投棄防止のための地域との協働 3 自治会連絡協議会などとの連携の強化	①新ごみ中間処理施設などを利用した環境学習の充実 ②地域との協働による不法投棄の未然防止及び迅速な処理の実施など	1 市立小中学校の食品ロス環境学習講座参加校数 2 新ごみ中間処理施設施設見学者数